

聖籠町学校・地域部活動ガイドライン
学校部活動及び地域クラブ活動

聖籠町教育委員会

1 ガイドライン策定の趣旨

これまでの学校部活動は、生徒が自主的・自発的に参加し、スポーツや文化、科学等に親しむことにより、学校教育が目指す学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として実施されてきた。しかし、県が実施した「平成29年度新潟県運動部活動実態調査」から、**学校部活動**を指導する教職員の指導日数や時間、競技未経験な顧問の配置及び生徒の成長に合わせた活動時間などの課題が明らかになった。

このような中、国は**教職員の働き方**改革の第一歩として、休日に教師が**学校部活動**の指導 携わる必要がない環境を構築することを柱に休日の**学校部活動**の段階的な地域

移行を進めている。また、**学校部活動**の指導を希望する教職員が、引き続き休日に**地域スポーツ活動**の指導を行うことができる仕組みを構築することも必要であるとしている。

これらの**学校部活動**を取り巻く様々な課題に対し、聖籠町教育委員会は令和3年8月に「聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会」を設置し、議論してきた。その結果を踏まえ、聖籠町の中学生が参加する**学校部活動**及び**地域部活動**について、適

クラブ

切に運営されるよう「聖籠町学校・地域部活動ガイドライン」を策定する。

学校部活動及び地域クラブ活動

2 学校における部活動の位置付け

中学校学習指導要領(平成29年3月)において、学校部活動は以下のように定義されている。学校部活動は教育課程外の活動であり、その設置・運営は法令上の義務ではないことに留意する。

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

3 対象となる部活動の定義（位置付け、指導者、保険等）

削除する

(1) 学校部活動

学校教育の一環として、学校が設置するスポーツ・文化活動に係る活動と位置付ける。学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資する。指導者は学校の教職員、部活動指導員又は外部指導者となる。活動中の事故については、学校で加入している日本スポーツ振興センターの災害共済給付で対応する。

(2) 地域部活動

クラブ

社会教育・社会体育の一環として、スポーツ・文化団体（教室を含む）での活動と位置付ける。

中学生が人間的、社会的な発達とともに生涯にわたり学び続ける力、主体的に学びに向かう意欲の育成等に資する。

各団体に配置された指導者は、地域部活動の指導者となる。指導者の配置は、

クラブ

スポーツ団体では町唯一の総合型地域スポーツクラブであるNPO法人スポネットせいろう（以下「スポネットせいろう」という。）が、また、文化団体では、町教育委員会社会教育課がそれぞれ運営に関する事務局として自ら配置し、又は候補者を団体に斡旋するなどにより行う。

活動中の事故については、生徒が加入する公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ安全保険で対応する。

4 活動時間及び休養日等の基準

(1) 活動時間

- ・平日は2時間程度とする。
- ・休業日（週休日、祝祭日、長期休業期間等）は3時間程度とする。

上記を基本とし、登下校や健康上の安全、生活リズムの維持等を考慮し、活動時間帯を適切に設定すること。

(2) 休養日

週2日以上（平日1日以上、週休日等1日以上）の休養日を設けるとともに、お盆及び年末年始の期間は休養日とし、年間100日以上、うち、休業日（週休日、祝祭日、*長期休業期間等）に50日以上、休養日を設定すること。なお、大会等で休業日（週休日、祝祭日、*長期休業期間等）に活動した場合は、活動した日数分を他の日に振り替えること。

※ 長期休業期間中の休養日については、「年末年始の勤務を要しない日」や聖籠町教育委員会が定める「年休・夏季休暇取得優先日」を特に優先すること。

(3) 練習時間の延長

部活動において、練習時間は延長しないことを基本とする。ただし、中体連主

削除

催等の公式大会前については、延長する場合、学校部活動指導者と地域部活動指導者とで協議の上、延長時間及び指導内容を校長に報告し、承認を得ること。

(4) 遠征、合宿

実施に当たってはその必要性を十分に検討するとともに以下の点に留意すること。

- ① 学校部活動においては、「聖籠町立聖籠中学校部活動に係る活動方針」及び「聖籠町立学校管理運営に関する規則」を遵守すること。
- ② 地域部活動においては、事前に当該校長に届出をすること。

クラブ

(5) その他の留意事項

- ア 定期テスト前の学校部活動停止期間は、原則として活動を行わない。
- イ 学校で法定伝染病等が流行し学校部活動が停止になった場合は、活動を行わない。
- ウ 気象警報発令時は屋外での活動を行わない。環境省の熱中症予防情報で暑さ指数(WBGT)が危険となった場合の屋外での活動及び活動場所で測定する暑さ指数(WBGT)が31℃以上となった場合の屋内での活動を原則として行わない。
- エ その他安全確保が困難な状況等がある場合は、活動を行わない。

5 各実施主体及び指導者の責務と関係

(1) 学校

- ア 本ガイドラインに基づき、「部活動にかかる活動方針」を作成し、生徒、保護者に周知する。
- イ 活動方針に基づいた休養日等を設定した年間活動計画を作成し、活動方針とともに毎年4月末日までに教育委員会へ提出する。

(2) スポーツ・文化団体

- ア 中学生を対象としたスポーツ・文化団体活動(教室等を含む。)を行う団体(以下「地域活動団体」という。)は、本ガイドラインに基づいて活動を運営する。

クラブ

その際、学校と連携を密にして、活動時間及び休養日等が本ガイドラインの範囲内となるよう配慮する。

- イ 活動を開始するまでに、指導者、参加者ともに保険に加入する。

(3) 大会参加

中学校体育連盟主催の大会については、学校部活動指導者(顧問又は部活動指導員)が引率する。中学校体育連盟主催以外の地域スポーツ活動等の大会については、地域部活動指導者が引率する。この原則によらない場合は、学校及び地域

クラブ

指導者双方が協議をして決定する。

(4) 学校部活動指導者と地域部活動指導者の関係

クラブ

学校側の窓口は部活動主任とする。学校部活動指導者と地域部活動指導者間に

クラブ

において連絡を密にし、地域部活動中に生徒指導上の問題等が発生した場合、地域

クラブ

部活動指導者は部活動主任又は学校部活動指導者を通して学校に報告する。

クラブ

そして、学校長指導のもと、関係者が連携を取りながら対応する。

6 指導に当たっての留意事項

中学生のスポーツ・文化活動の指導に当たっては、技術的な指導、ルール等にかかる内容は当然のこと、生徒の心と体の健康や望ましい人間関係づくり等、様々な面に留意して指導する。また、学校の教職員が地域部活動の指導者となる場合は、

クラブ

各種法令等に沿って参加する。

(1) 生徒の意欲や主体性の形成

生徒が自ら意欲をもって部活動に取り組めるよう、生徒の良いところを見つけ

削除

伸ばしていく指導と不十分な点について生徒自ら振り返ることができるような指導を適切に行うよう努めなければならない。

(2) 良好な人間関係形成やいじめ防止

指導者は、結果や技術の向上だけにこだわるのではなく、生徒のリーダー的な資質・能力を育成するとともに、指導者と生徒、上級生と下級生、生徒間における良好な人間関係の形成に努めなければならない。

(3) 効率的・効果的な指導

指導者は、自分自身のこれまでの実践や経験に頼るだけでなく、科学的な手法を取り入れ、効率的・効果的な練習方法等を検討・導入するよう努めなければならない。

(4) 体罰等の根絶

体罰は、いかなる場合においても絶対に許されない行為である。また、指導に当たっては、体罰のみならず、生徒の人間性や人格を否定するような発言や行為は許されない。

(5) 地域部活動参加生徒の送迎について

クラブ

原則、保護者が送迎の責任を負うものとする。

(6) 教職員が地域部活動の指導者となる場合について

クラブ

地方公務員である教職員はサービスを監督する教育委員会の許可を得た場合には、営利企業等に従事することが可能である。ただし、教職員の心身の健康を確保するため、法に定める総労働時間を超えることが見込まれる場合は許可を出さない。

7 スポネットせいろうの役割

本ガイドラインに基づいた取組を推進するために、スポネットせいろうは、スポーツに関する地域部活動に係る事務局として以下の役割を担うものとする。

クラブ

- (1) 業務の総括（地域部活動団体として自ら運営主体となる場合を含む。）

クラブ

- (2) 地域部活動団体への本ガイドラインの周知及び指導

クラブ

- (3) 地域部活動団体との連絡・調整

クラブ

- (4) 指導者に関すること（指導者の確保、資質向上のための研修会等の開催・受講
斡旋等）

8 その他

本ガイドラインは今後の各種通知や社会の要請により、関係者間で協議し、適切に改定を加えていくものとする。

附則

このガイドラインは、令和5年 4月1日より施行する。

このガイドラインは、令和5年11月1日より施行する。

6 4

<参考資料>

「中学校学習指導要領」平成29年3月告示：文部科学省

「新潟県部活動の在り方に係る方針」平成30年5月：新潟県教育委員会

「聖籠町立学校における部活動の活動時間及び休養日の基準について（通知）」

平成30年9月：聖籠町教育委員会

「聖籠町立聖籠中学校部活動に係る活動方針」平成31年4月：聖籠町立聖籠中学校

「聖籠町立学校管理運営に関する規則」令和4年3月：聖籠町教育委員会

「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン」

令和4年12月：スポーツ庁、文化庁

「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について」

令和5年7月：文部科学省、スポーツ庁、文化庁